多久市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

多久市長　香　　月　　正　　則

多久市規則第２６号

多久市庁舎管理規則の一部を改正する規則

多久市庁舎管理規則（昭和４９年多久市規則第１号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「日曜日、休日」を「多久市の休日に関する条例（平成元年多久市条例第２３号）第１条第１項に規定する市の休日」に改める。

第１５条第１項中「執務時間中」を削り、同条第３項を削る。

第１８条中「一」を「いずれか」に改める。

第２１条中「庁舎管理責任者」の次に「又は室内管理責任者」を加え、「一」を「いずれか」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。